

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	15
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	21
○ 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	23
○ 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）	24
○ 沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年四月二十八日政令第六十六号）	25
○ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）	26
○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第三百五十七号）	27
○ 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）	29
○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）	31
○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）	32

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 教育委員会<u>の教育長及び委員</u>（第一条—第三条）</p> <p>第二章 事務局職員（第四条—第六条）</p> <p>第三章 県費負担教職員に対する地方公務員法の適用（第七条）</p> <p>第四章 教育委員会と保健所との関係（第八条—第十条）</p> <p>第五章 教育組合（第十一条—第十八条）</p> <p>第六章 市町村の廃置分合があつた場合における特例（第十九条—第二十条）</p> <p>一条</p> <p>第七章 指定都市の指定があつた場合における特例（第二十二條・第二十三條）</p> <p>三条</p> <p>第八章 雑則（第二十四條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 教育委員会<u>の教育長及び委員</u></p> <p>（解職請求の手續）</p> <p>第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、<u>教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について準用する。</u>この場合において、これらの規定</p>	<p>第一章 教育委員会<u>の委員</u>（第一条—第三条）</p> <p>第二章 事務局職員（第四条—第六条）</p> <p>第三章 県費負担教職員に対する地方公務員法の適用（第七条）</p> <p>第四章 教育委員会と保健所との関係（第八条—第十条）</p> <p>第五章 教育組合（第十一条—第十七条）</p> <p>第六章 市町村の廃置分合があつた場合における特例（第十八条—第二十条）</p> <p>二条</p> <p>第七章 指定都市の指定があつた場合における特例（第二十三條・第二十四條）</p> <p>四條</p> <p>第八章 雑則（第二十五條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 教育委員会<u>の委員</u></p> <p>（解職請求の手續）</p> <p>第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、<u>教育委員会の委員の解職の請求について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「条例制</p>

中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「教育長又は委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十一条 地方自治法第七十四条 条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号） 第八條第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号） 第八條第一項
条例の制定又は改廃の請求	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求
第九十二条 条第一項 及び第二項	条例制定若しくは改廃請求書	教育長若しくは委員の解職請求書
条例制定若しくは改廃請求代表者証明書	教育長若しくは委員の解職請求代表者証明書	教育長若しくは委員の解職請求代表者証明書

定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「条例制定又は改廃請求代表者証明書」とあるのは「委員の解職請求代表者証明書」と、「条例制定又は改廃請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十一条 地方自治法第七十四条 条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号） 第八條第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号） 第八條第一項
条例の制定又は改廃の請求	教育委員会の委員の解職の請求	教育委員会の委員の解職の請求
第九十二条 条第一項 及び第二項	条例制定若しくは改廃請求書	委員の解職請求書
条例制定若しくは改廃請求代表者証明書	委員の解職請求代表者証明書	委員の解職請求代表者証明書

2 教育長又は委員の解職請求書、教育長又は委員の解職請求代表者証明

(略)	(略)	第九十六 条第一項	地方自治法第七十四 条第一項の規定によ る請求は、同法	条例制定若しくは改 廃請求代表者	五十分の一	(略)
(略)	(略)	第九十六 条第一項	地方自治法第七十四 条第一項の規定によ る請求は、同法	教育長若しくは委員の解職請求代表者	三分の一（その総数が四十万を超え八 十万以下の場合にあつてはその四十万 を超える数に六分の一を乗じて得た数 と四十万に三分の一を乗じて得た数と を合算して得た数、その総数が八十万 を超える場合にあつてはその八十万を 超える数に八分の一を乗じて得た数と 四十万に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数とを合 算して得た数）	(略)

2 委員の解職請求書、委員の解職請求代表者証明書、委員の解職請求署

(略)	(略)	第九十六 条第一項	地方自治法第七十四 条第一項の規定によ る請求は、同法	条例制定若しくは改 廃請求代表者	五十分の一	(略)
(略)	(略)	第九十六 条第一項	地方自治法第七十四 条第一項の規定によ る請求は、同法	委員の解職請求代表者	三分の一（その総数が四十万を超え八 十万以下の場合にあつてはその四十万 を超える数に六分の一を乗じて得た数 と四十万に三分の一を乗じて得た数と を合算して得た数、その総数が八十万 を超える場合にあつてはその八十万を 超える数に八分の一を乗じて得た数と 四十万に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数とを合 算して得た数）	(略)

書、教育長又は委員の解職請求署名簿、教育長又は委員の解職請求署名収集委任状、教育長又は委員の解職請求署名審査録及び教育長又は委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づく命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

(指導主事)

第四条 教育委員会は、法第十八条第四項後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない。

2 (略)

第五条 法第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、当該公立学校の教員の職を保有するが、教員の職務に従事しない。

(文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取)

第十一条 総務大臣又は都道府県知事は、法第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「教育組合」という。）について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定又は同項、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九

名簿、委員の解職請求署名収集委任状、委員の解職請求署名審査録及び委員の解職請求署名収集証明書は、地方自治法施行令第九十八条の四の規定に基づく命令で定める様式に準じて作成しなければならない。

(指導主事)

第四条 教育委員会は、法第十九条第四項後段の規定により指導主事に大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない。

2 (略)

第五条 法第十九条第四項後段の規定により指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、当該公立学校の教員の職を保有するが、教員の職務に従事しない。

(文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取)

第十一条 総務大臣又は都道府県知事は、法第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「教育組合」という。）について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定又は同項、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九

十一條の十第一項の規定により許可の処分をする場合においては、あらかじめ、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理し又は処理することとなる法第二十一条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

（関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取）

第十二条 教育組合のうち法第二十一条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第二百八十六条若しくは第二百八十八条の協議又は同法第二百九十一条の三第一項若しくは第三項若しくは第二百九十一条の十第一項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第二百九十条又は第二百九十一条の十の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第二十一条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

（解散の届出）

第十三条 教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組

十一條の十第一項の規定により許可の処分をする場合においては、あらかじめ、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理し又は処理することとなる法第二十三条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

（関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取）

第十二条 教育組合のうち法第二十三条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第二百八十六条若しくは第二百八十八条の協議又は同法第二百九十一条の三第一項若しくは第三項若しくは第二百九十一条の十第一項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第二百九十条又は第二百九十一条の十の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第二十三条に規定する事務のすべてを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

（解散の届出）

第十三条 教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組

合（次条第二項及び第十五条において「一部事務組合」という。）であるものを解散しようとするときは、同法第二百八十八条の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をするほか、総務大臣に届出をする場合にあっては文部科学大臣、都道府県知事に届出をする場合にあっては都道府県委員会に届出をしなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理する法第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会に届出をすることを要しない。

（教育組合の教育長及び委員の任命資格に関する特例等）

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。）の教育委員会の教育長及び委員の任命資格に関する法第四条第一項及び第二項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2
(略)

合（次条第二項及び第十四条の二において「一部事務組合」という。）であるものを解散しようとするときは、同法第二百八十八条の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をするほか、総務大臣に届出をする場合にあっては文部科学大臣、都道府県知事に届出をする場合にあっては都道府県委員会に届出をしなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会に届出をすることを要しない。

（教育組合の委員の任命資格に関する特例等）

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。）の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2
(略)

(教育組合の教育長又は委員の解職請求に関する特例)

第十五条 教育組合の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者(当該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。)」とする。

2 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。)又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合には、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第八項を除く。)」と、「準用する。」とあるのは「あるのは」の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内(当該組合が広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合(当該組合」と、「(以下この号において「指定都市」という。))の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「この区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 教育組合の教育委員会の委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者(当該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。)」とする。

2 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。)又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合には、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第八項を除く。)」と、「準用する。」とあるのは「準用する。」この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内(当該組合が広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合(当該組合」と、「(以下この号において「指定都市」という。))の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「この区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理

の選挙管理委員会」とあるのは「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会又は委員の解職の請求について、法第八十二条の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合には、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第七項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

4 第三条第一項の規定により、教育組合の教育委員会又は委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第三項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合には、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合の教育委員会又は委員の解職の請求については、地方自治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、準用しない。

委員会」とあるのは「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八十二条の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合には、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第七項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

4 第三条第一項の規定により、教育組合の教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第三項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合には、当該教育組合は、都道府県とみなす。

5 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合の教育委員会の委員の解職の請求については、地方自治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、準用しない。

(削る)

(教育組合に都道府県等が加入した場合における県費負担教職員に対する処分の効力等)

第十六条 (略)

2 市町村のみが加入する教育組合に新たに都道府県が加入した場合においては、当該加入に係る教育組合の職員であつて当該加入の日前において県費負担教職員(中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。))のみを置くものを除く。)の職員であるものを除く。以下この条及び第二十三条において同じ。)であつた者に対し、同日前の事案について同日以後に当該加入に係る教育組合の教育委員会が懲戒処分を行うときは、従前の例により行うものとする。

3 6 (略)

(教育組合に都道府県等が加入した場合等における不利益処分に関する経過措置)

第十七条 前条第一項、第三項又は第五項に規定する場合においては、当

(教育長の兼務)

第十五条 法第二十三条に規定する事務の一部を処理する教育組合に置かれる教育委員会の委員が法第六十条第六項の規定によりその教育組合を組織する地方公共団体の教育委員会の委員と兼ねる場合においては、当該委員は、それぞれ当該教育組合又は当該地方公共団体において教育長と兼ねることができる。

(教育組合に都道府県等が加入した場合における県費負担教職員に対する処分の効力等)

第十六条 (略)

2 市町村のみが加入する教育組合に新たに都道府県が加入した場合においては、当該加入に係る教育組合の職員であつて当該加入の日前において県費負担教職員(中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。))のみを置くものを除く。)の職員であるものを除く。以下この条及び第二十四条において同じ。)であつた者に対し、同日前の事案について同日以後に当該加入に係る教育組合の教育委員会が懲戒処分を行うときは、従前の例により行うものとする。

3 6 (略)

(教育組合に都道府県等が加入した場合等における不利益処分に関する経過措置)

第十六条の二 前条第一項、第三項又は第五項に規定する場合には

該各項に規定する職員に対し当該各項の都道府県又は指定都市の加入又は脱退の日前に行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(最初に任命される委員の任期)

第十八条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が四人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を五人以上とする場合は、次の各号に掲げる数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を三人とする場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を二人とする場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者又は長(地方自治法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く教育組合にあつては、理事会)が定める。

- 一 委員の定数に四分の一を乗じて得た数 四年
- 二 委員の定数から二を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 三年
- 三 委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 二年

、当該各項に規定する職員に対し当該各項の都道府県又は指定都市の加入又は脱退の日前に行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(最初に任命される委員の任期)

第十七条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を六人以上とする場合は、次の各号に掲げる数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者又は長(地方自治法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く教育組合にあつては、理事会)が定める。

- 一 委員の定数に四分の一を乗じて得た数 四年
- 二 委員の定数から二を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 三年
- 三 委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 二年

四 委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 一年

(最初の教育長及び委員の選任等)

第十九条 市町村の設置があつた場合においては、法第四条第一項及び第四項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者(次項において「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の教育長であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い教育長の職を失うこととなつたものうちから、当該市町村の教育委員会の教育長を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者がいないときは、教育長を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 市町村の設置があつた場合においては、法第四条第二項、第四項及び第五項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

3 第一項の規定により選任された教育長及び前項の規定により選任された委員は、法第五条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行

四 委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 一年

(最初の委員の選任等)

第十八条

市町村の設置があつた場合においては、法第四条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第五条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集さ

られる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

(削る)

(削る)

(最初に任命される委員の任期)

第二十条 市町村の設置後最初に法第四条(第一項を除く。)の規定により任命される教育委員会の委員の任期については、第十八条(後段を除く。)の規定を準用する。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

(削る)

れる議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第十九条 市町村の設置があつた場合においては、法第十六条第二項の規定にかかわらず、最初に法第四条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第一項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第十二条第一項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第二十条 市町村の設置後最初に法第四条の規定により任命される教育委員会の委員の任期については、第十七条(後段を除く。)の規定を準用する。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第二十一条 新たに設置された市町村において、最初に法第四条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の長が招集す

る。

(事務引継)

第二十一条 市町村の設置があつた場合においては、従前当該市町村の地域が属していた関係市町村の教育委員会（関係市町村の教育委員会がなくなつた場合にあつては、その教育長であつた者。以下次項において同じ。）は、当該教育委員会の管理し、及び執行していた事務で当該新たに設置された市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務の引継の場合においては、当該関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、市町村の設置があつた場合における教育委員会の事務の引継に関し必要な事項は、都道府県委員会が定める。

(県費負担教職員に対する処分の効力)

第二十二条 指定都市の指定があつた場合においては、都道府県委員会が当該指定に係る市の県費負担教職員に対し行つた任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分等当該指定の日（以下この条及び次条において「指定日」という。）において現に効力を有するものは、当該指定の日（以下この条及び次条において「指定日」という。）以後においては、当該指定都市の教育委員会が行つた処分とみなす。この場合において、当該処

(事務引継)

第二十二条 市町村の設置があつた場合においては、従前当該市町村の地域が属していた関係市町村の教育委員会（関係市町村の教育委員会がなくなつた場合にあつては、その委員長であつた者。以下次項において同じ。）は、当該教育委員会の管理し、及び執行していた事務で当該新たに設置された市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務の引継の場合においては、当該関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、市町村の設置があつた場合における教育委員会の事務の引継に関し必要な事項は、都道府県委員会が定める。

(県費負担教職員に対する処分の効力)

第二十三条 指定都市の指定があつた場合においては、都道府県委員会が当該指定に係る市の県費負担教職員に対し行つた任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分等当該指定の日（以下この条及び次条において「指定日」という。）において現に効力を有するものは、当該指定の日（以下この条及び次条において「指定日」という。）以後においては、当該指定都市の教育委員会が行つた処分とみなす。この場合において、当該処

分に期間が付されているときは、当該期間は、当該処分が行われた日（起算日が別に定められている処分については、当該起算日）から起算するものとする。

（不利益処分に関する経過措置）

第二十三条 指定都市の指定があつた場合においては、指定日前に当該指定に係る市の県費負担教職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

（事務の区分）

第二十四条 第十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

分に期間が付されているときは、当該期間は、当該処分が行われた日（起算日が別に定められている処分については、当該起算日）から起算するものとする。

（不利益処分に関する経過措置）

第二十四条 指定都市の指定があつた場合においては、指定日前に当該指定に係る市の県費負担教職員に対し行なわれた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

（事務の区分）

第二十五条 第十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 後	改 正 前
<p>（共同設置する機関の委員等の解職請求）</p> <p>第七十四条の二十 地方自治法第二百五十二条の十の規定による普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職については、この政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員がそれぞれの普通地方公共団体に設置されているものとみなして、これらの機関の解職に関する法令の規定を適用する。</p> <p>第七十四条の二十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職の請求の手續が開始されたときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十四条の二十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員の解職の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、解職の請求の要旨その他必要な</p>	<p>（共同設置する機関の委員等の解職請求）</p> <p>第七十四条の二十 地方自治法第二百五十二条の十の規定による普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員又は委員の解職については、この政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該委員会の委員又は委員がそれぞれの普通地方公共団体に設置されているものとみなして、これらの機関の解職に関する法令の規定を適用する。</p> <p>第七十四条の二十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員又は委員の解職の請求の手續が開始されたときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十四条の二十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員又は委員の解職の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、解職の請求の要旨その他必要な事項を記載した書類を添えて、直ちにその旨</p>

事項を記載した書類を添えて、直ちにその旨を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。

2 (略)

第七百七十四条の二十三 前条第一項の規定により解職の請求を受理し、又はその旨の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、当該解職の請求をそれぞれ当該普通地方公共団体の議会に付議し、その結果を地方自治法第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、規約で定める普通地方公共団体の長は、解職が成立した旨又は解職が成立しなかつた旨を関係普通地方公共団体の長及び関係者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、地方自治法第二百五十二条の十の規定により二の普通地方公共団体の共同設置する場合には、全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合には、その半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、その職を失う。

を当該機関を共同設置する他の普通地方公共団体の長及び当該機関に通知しなければならない。

2 (略)

第七百七十四条の二十三 前条第一項の規定により解職の請求を受理し、又はその旨の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、当該解職の請求をそれぞれ当該普通地方公共団体の議会に付議し、その結果を地方自治法第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、規約で定める普通地方公共団体の長は、解職が成立した旨又は解職が成立しなかつた旨を関係普通地方公共団体の長及び関係者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員は、地方自治法第二百五十二条の十の規定により二の普通地方公共団体の共同設置する場合には、すべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合には、その半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、その職を失う。

第七十四條の五十 この章において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下この章において「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）で次に掲げる者をいう。

一〜五 （略）

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第一項に規定する職員

七〜十三 （略）

十四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

十五 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第一項に規定する職員

十六 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員

十七 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員

十八 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）

による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教授

十九 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）

第七十四條の五十 この章において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下この章において「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）で次に掲げる者をいう。

一〜五 （略）

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項に規定する職員

七〜十三 （略）

十四 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第一項に規定する職員

十五 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員

十六 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員

十七 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）

による改正前の学校教育法第五十八条第一項に規定する助教授

十八 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）

第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

二十 特別区が連合して維持していた警察の警察職員

二十一 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十八号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

二十二 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

二十三 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

二十四 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

② この章において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員で次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百

第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

十九 特別区が連合して維持していた警察の警察職員

二十 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十八号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

二十一 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

二十二 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

二十三 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

② この章において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員で次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百

四十八号)第一条第一項の表の第一号及び第六号から第九号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。次号において同じ。)を有する職員で次に掲げるもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員

ロ 〱 (略)

三 (略)

四 教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状を有する職員で次に掲げるもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

ロ 旧教育委員会法第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第二項に規定する職員

ハ 旧教育委員会法第六十六条第一項に規定する学校の事務職員又は技術職員

ニ 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員

ホ 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十八号)による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する

職員

ヘ 旧教育委員会法第三条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校

以外の教育機関に属していた職員

四十八号)第一条第一項の表の第一号及び第六号から第九号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。次号において同じ。)を有する職員で次に掲げるもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項に規定する職員

ロ 〱 (略)

三 (略)

四 教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状を有する職員で次に掲げるもの

イ 旧教育委員会法第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第二項に規定する職員

ロ 旧教育委員会法第六十六条第一項に規定する学校の事務職員又は技術職員

ハ 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員

ニ 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十八号)による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する

職員

ホ 旧教育委員会法第三条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校

以外の教育機関に属していた職員

③ この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十八 (略)

十九 教育職員 第一項第八号イからハまで、第十八号及び第十九号に掲げる職員をいう。

二十・二十一 (略)

第七百七十四条の五十五 (略)

② (略)

③ 公務員としての在職期間に通算すべき第七百七十四条の五十第二項第二十三号に規定する都道府県の職員としての在職期間は、昭和二十二年五月三日以後の在職期間に限る。

④ (略)

③ この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十八 (略)

十九 教育職員 第一項第八号イからハまで、第十七号及び第十八号に掲げる職員をいう。

二十・二十一 (略)

第七百七十四条の五十五 (略)

② (略)

③ 公務員としての在職期間に通算すべき第七百七十四条の五十第二項第二十号に規定する都道府県の職員としての在職期間は、昭和二十二年五月三日以後の在職期間に限る。

④ (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（災害給付積立金の払込み）</p> <p>第十八条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、災害給付積立金に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた給料をい、任意継続組合員にあつては、当該前三月の任意継続掛金の標準となつた額（第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額をいう。）をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員法第三条第三項に規定する特別職の職員、組合の役員、連合会（法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。）の役員並びに職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。））、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員をいう。以下同じ。）である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とそれぞれの月の前三月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額の千分</p>	<p>（災害給付積立金の払込み）</p> <p>第十八条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、災害給付積立金に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた給料をい、任意継続組合員にあつては、当該前三月の任意継続掛金の標準となつた額（第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額をいう。）をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員法第三条第三項に規定する特別職の職員、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）</u>第十六条第一項に規定する教育長、組合の役員、連合会（法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。）の役員並びに職員引継一般地方独立行政法人（法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。））、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員をいう。以下同じ。）である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とそれぞれの月の前三月の組合員の期末手当等（法第百十四</p>

の〇・六に相当する金額を、市町村連合会に払い込まなければならない。

(平均給与月額額の算定における政令で定める数値)

第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2・3 (略)

(育児休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の七 法第七十条の二第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値とする。

(介護休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の八 法第七十条の三第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値とする。

条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額の千分の〇・六に相当する金額を、市町村連合会に払い込まなければならない。

(平均給与月額額の算定における政令で定める数値)

第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2・3 (略)

(育児休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の七 法第七十条の二第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（同項に規定する教育長である組合員については、一）とする。

(介護休業手当金の額の算定における政令で定める数値)

第二十三条の八 法第七十条の三第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（同項に規定する教育長である組合員については、一）とする。

<p>改 正 後</p>	<p>（選定審議会の委員）</p> <p>第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。</p> <p>一 義務教育諸学校の校長及び教員</p> <p>二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員</p> <p>三 教育に関し学識経験を有する者</p> <p>2 (略)</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（選定審議会の委員）</p> <p>第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。</p> <p>一 義務教育諸学校の校長及び教員</p> <p>二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、<u>教育長</u>及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員</p> <p>三 教育に関し学識経験を有する者</p> <p>2 (略)</p>

○ 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第六条の二第一項第二号に規定する一般職の職員） 第四条の四 法第六条の二第一項第二号に規定する一般職の職員で政令で定めるものは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項に規定する教育長以外のものとする。</p>	<p>（法第六条の二第一項第二号に規定する一般職の職員） 第四条の四 法第六条の二第一項第二号に規定する一般職の職員で政令で定めるものは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項に規定する教育長以外のものとする。</p>

○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地教法第四條第三項第二号</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地教法第四條第二項第二号</p> <p>三〇五 （略）</p>

○ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（都道府県知事等による事務の処理） 第一条（略） 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第二十一条に規定する事務（同法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、都道府県の知事が管理し、及び執行している事務を除く。）</u>に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるものに対する文部科学大臣の前項に規定する権限に属する事務は、当該都道府県の教育委員会が行う。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（都道府県知事等による事務の処理） 第一条（略） 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第二十三条に規定する事務（同法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、都道府県の知事が管理し、及び執行している事務を除く。）</u>に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるものに対する文部科学大臣の前項に規定する権限に属する事務は、当該都道府県の教育委員会が行う。</p>

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第十八条第四項後段</u>の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第二条第一項</u>の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の小学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第十九条第四項後段</u>の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第二条第一項</u>の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という</p>

。)、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者(以下「専従職員」という。))その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十一 (略)

。)、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者(以下「専従職員」という。))その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十一 (略)

○ 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（準教育職員としての在職期間の取扱い）</p> <p>第九条 指定都市の教育職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イからハまで、<u>第十八号及び第十九号に掲げる職員に限る。</u>）、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第二項第一号及び第三号に掲げる者に限る。）若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員（同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。）に限る。）としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間をそれぞれ当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第三条又は第四条の規定を適用するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十条 包括都道府県の職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イからハまで、<u>第十八号及び第十九号に掲げる職員に限る。</u>）、市町村の教育職員（地方自治法施行令第</p>	<p>（準教育職員としての在職期間の取扱い）</p> <p>第九条 指定都市の教育職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イからハまで、<u>第十七号及び第十八号に掲げる職員に限る。</u>）、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第二項第一号及び第三号に掲げる者に限る。）若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員（同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。）に限る。）としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間をそれぞれ当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第三条又は第四条の規定を適用するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十条 包括都道府県の職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イからハまで、<u>第十七号及び第十八号に掲げる職員に限る。</u>）、市町村の教育職員（地方自治法施行令第</p>

百七十四条の五十第二項第一号及び第三号に掲げる者に限る。)若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員(同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。))に限る。)としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間を当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第八条の規定を適用するものとする。

百七十四条の五十第二項第一号及び第三号に掲げる者に限る。)若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員(同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。))に限る。)としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間を当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第八条の規定を適用するものとする。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例）</p> <p>第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）<u>第十九条</u> <u>第一項</u>及び<u>第二十一条</u>第一項の規定の適用については、<u>同令第十九条</u> <u>第一項</u>中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第十三条」と、<u>同令第二十一条</u> <u>第一項</u>中「市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内」とする。</p>	<p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例）</p> <p>第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）<u>第十八条</u> <u>第一項</u>及び<u>第二十二条</u>第一項の規定の適用については、<u>同令第十八条</u> <u>第一項</u>中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第十三条」と、<u>同令第二十二条</u> <u>第一項</u>中「市町村に係るものを、二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内」とする。</p>

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第二項中「区を」を「区及び総合区を」に改め、同条第三項中「区」の下に「及び総合区」を加える。</p>
改 正 前	<p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条の二第二項中「区を」を「区及び総合区を」に改め、同条第三項中「区」の下に「及び総合区」を加える。</p>